

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員（以下、民生委員）は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして、高齢者や障がいのある方、子育てをしている方などの、さまざまな心配事や福祉に関する相談に乗っています。

市では、9月1日現在、124人が活動し、市や専門機関などとの橋渡しを行っています。お気軽にご相談ください。



東京都民生委員・児童委員
イメージキャラクター
ミンジー

こんな活動・相談を支援しています

ご家族や近隣に関する悩み

在宅医療や介護など福祉に関する悩み

お子さんの地域生活や日常的な支援

障がいのある方に関すること

出産や子育て、健康や保健医療に関する不安

災害時要援護者への見守り

お子さんや高齢の方、独居の方への声かけ

失業や経済的困窮による生活上の相談

活動風景

高齢者宅へ訪問



自宅で民生委員と話し合う平出さんとご家族

昔からの顔見知りなので、ふだんは趣味の花の話などを通して会話を楽しんでいます（平出さん）。

生活の中で、さりげなく気にかけてくれるので助かります（ご家族の声）。

日常の会話や様子、ご家族からの話などで情報をもらい、変化を読み取り活動に役立てています。先日は、会話の中で介護保険の話題が出たので、関係機関をご案内しました。穏やかな姿と笑顔を見ると、私たちも元気をもらいます（高野民生委員）。

市役所ロビーでパネル展示



市民まつりパレード



民生委員の活動を地域の皆さんに知っていただくために、市役所ロビーでパネル展示、市民まつりでパレードを行っています。

子育てに関する情報提供



ふれあい広場での民生委員の様子

子育てに関することが気軽に聞けてとてもありがたいです。離乳食のことで悩んでいたときに、健康センターで行われている離乳食講習会のことを教えてもらい助かりました（市民の声）。

子育てはとても多様なものです。育児書などに書いてあるとおり子育てが進まないため、不安を感じるお母様をよく見かけます。そんなときは抱え込まずに私たちに声をかけてくださいね（佐藤民生委員）。

こんな質問をいただきました

Q1 民生委員・児童委員ってどんな人ですか？

Q2 民生委員と児童委員の違いは何ですか？

Q3 相談の内容は他に漏れませんか？

- ▶ 民生委員・児童委員は、地域の方が抱える問題や要望を把握し、皆さんの立場に立って相談や助言を行います。
- ▶ 例えば、家族の介護やサービスを受ける際の情報提供など、必要に応じて市や各関係機関とのパイプ役を果たし、適切な支援活動を行えるように努めています。
- ▶ 民生委員は児童委員も兼ね、学校や児童相談所などと協力し、子どもの虐待や青少年の非行問題などにも取り組んでいます。
- ▶ さらに、児童福祉を専門とする主任児童委員が、担当区域の児童委員と一体となって活動しています。
- ▶ 民生委員は、職務上知り得た秘密を守るよう法律で義務付けられています。生活上の悩みや、福祉に関することなど、お住まいの地域を担当する民生委員までご相談ください。

災害時などの備え

災害時要援護者登録名簿に登録された方に、救急医療情報キットをお渡ししています。お持ちでない方は、民生委員にご相談ください。詳しくは2面をご覧ください。



●民生委員は、それぞれの担当区域があります。お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、お問い合わせください。●

問合せ 健康福祉部高齢者福祉課 ☎042(346)9537